

令和5年(2023年)3月1日

第2学年保護者様

明石市立明石商業高等学校
校長 橋本 浩二
第2学年主任 関 修一

第3学年校納金の徴収について

早春の候、皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第2学年もあとわずかとなり、4月には第3学年へと進級します。

つきましては新年度における諸費用を下記のとおり口座引き落としにより徴収させていただきます。何卒ご理解・ご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

なお、修学旅行が、全国旅行支援の恩恵により、費用が安くなりました。この修学旅行の残金を第3学年で徴収する学年費に充てたいと考えております。従いまして、第3学年での**学年費**の徴収はせず、その他の学校諸費用のみの徴収とさせていただきたくおもいます。これにより、ご家庭の負担を軽くする方向にしたいと考えます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

第3学年での学年費の使途…各種教材・各種検定料・遠足を含む学校行事等・卒業アルバムなど

月	学年費	P T A 会費	同窓会費	生徒会費	特活会費	合計
4	—	4,200	4,800	9,600	6,600	25,200
計	—	4,200	4,800	9,600	6,600	25,200

振込手数料に関しましては保護者様より各行より口座振替時に徴収されます。

三井住友銀行 ・ みなと銀行 55円

あかし農業協同組合 44円

引き落とし日は毎月5日、再引き落とし日は20日になります。(休日の場合は翌営業日が引き落とし日になります)

当月分のみ振替えますので、残高不足などで振替えができなかった場合は滞納分として残ります。次月以降に滞納分は振替えされません。滞納月分は後日学校より案内される方法で納付して下さい。

前もって分納のご相談をされている場合でも、口座に引き落とし金額以上の残金が残っていれば、引き落とされてしまいますのでご注意下さい。